

## NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構

### 国内募集型企画旅行条件書

#### 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、ホームページ、パンフレットとともに、旅行業法第 12 条の 4 で定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 で定める「契約書面」の一部です。

#### 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、NPO 法人阿寒観光協会まちづくり推進機構（以下「当機構」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当機構と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当機構はお客様が当機構の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けられることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当機構旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当機構約款」といいます。）によります。

#### 3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当機構にて、所定の旅行申込書（以下、「申込書」といいます。）に所定事項を記入のうえ、本項（4）で定める申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。
- (2) 当機構は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当機構が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当機構はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、前号より申込金を当機構が受領したときに、成立いたします。
- (4) 申込金は、1 人 21,800 円（税込）です。
- (5) 団体・グループ契約

【1】当機構は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。

【2】契約責任者は、当機構が定める日までに、構成者の名簿を当機構に提出しなければなりません。契約責任者は、第23項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。

【3】当機構は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

【4】当機構は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

### 3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当機構は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席、満室その他の事由により旅行契約締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当機構がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当機構は、お客様が当機構からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当機構は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2) 当機構は、前号の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当機構が前号により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知し、当機構が「預り金」を申込金に充当した時に成立するものとします。
- (4) 当機構は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当機構は、ウェイティング期間内で当機構が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当機構は取消料をいたしません。

### 4. お申し込み条件

- (1) 未成年者が参加する場合は、原則親権者等の同意書の提出が必要です。旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技

能その他条件が当機構の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

- (3) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が当機構に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当機構の信用を毀損し若しくは当機構の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当機構からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当機構は、可能な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当機構は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当機構がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (10) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当機構は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (11) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当機構が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) その他当機構の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当機構は、第3-1項(3)の定める契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当機構の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 前号の契約書面において、確定された旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等の旅行内容を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）の当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した最終旅行日程表をお渡しいたします。
- (3) 前号の場合において、手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、最終旅行日程表のお渡し前であっても当機構は迅速かつ適切にご説明いたします。
- (4) 当機構が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の最終旅行日程表を交付した場合には、当該最終旅行日程表に記載するところによります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当機構が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 7. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は、1人109,000円（税込）です。
- (2) 「旅行代金」は、第3-1項及び第3-2項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、サービス料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税等。
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3) その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。  
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9.旅行代金に含まれないもの

前項のほか、次に掲げるものは、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 空港施設使用料（空港により必要な場合）
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量・寸法・個数を超える分について）。
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等旅行代金に含まれない旨を明示した観光に伴う入場料金等。
- (5) 希望者のみ参加されるオプション・ツアー等の料金。
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食事料金、交通費等）。
- (7) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (8) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

## 10.旅行契約内容の変更

当機構は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当機構の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

## 11.旅行代金の額の変更

当機構は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当機構は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の増額し、又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当機構は前号の定める適用運賃・料金の減額がなされるときは、同号の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 前項により旅行内容の変更に伴い、旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払

い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

- (4) 当機構は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当機構の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12.お客様の交替

- (1) お客様は、あらかじめ当機構の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当機構に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をお支払いいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当機構が承諾したときに効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。
- (2) この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当機構の承諾があった場合に効力を生じるものとし、運送・宿泊機関等の空席・空室状況、適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りすることがあります。

## 13.取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行契約を解除する場合、取消料をいただきます。
- (2) 当機構の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、旅行契約を解除する場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、旅行契約全体の解除とみなし、所定の取消料を収受します。

## 14.旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権

【1】お客様は以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出の受付は、お申し込みいただいた当機構の営業時間内とします。

旅行契約の解除期日	取消料（お一人様）
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前に当たる日以前の解除	無料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日前に当たる日以前の解除（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当たる日以前の解除（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 30%
ニ 旅行開始日の前日に解除	旅行代金の 40%
ホ 旅行開始日当日に解除（へに掲げる場合を除く。）	旅行代金の 50%
へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

【2】お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- a. 当機構によって、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 22 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りま。
- b. 第 11 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- d. 当機構がお客様に対し、第 5 項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- e. 当機構の責に帰すべき事由により、契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

## (2) 当機構の解除権

【1】お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当機構は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、本項(1)の【1】に規定する取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。

【2】次の項目に該当する場合は、当機構はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が、当機構があらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられなると認められるとき。
- d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれ

があると認められるとき。

- e. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- f. お客様の人数が契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
- g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当機構が契約締結の際に明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【3】当機構は本項(2)の【1】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻しいたします。契約の解除により当機構に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

## 15.旅行開始後の解除

### (1) お客様の解除権

- 【1】お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱(離団)された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 【2】お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当機構がその旨を告げたときは、前項(1)の【1】の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- 【3】本項(1)の【2】の場合、当機構は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用(当社の責に帰すべき事由によるもの出ないときに限ります)を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

### (2) 当機構の解除権

- 【1】当機構は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
  - b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。



- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための現地係員等その他の者による当機構の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当機構の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

【2】当機構が本項(2)の【1】の規定に基づき契約を解除したときは、お客様と当機構との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当機構の債務は完了します。

【3】本項(2)の【2】の場合において、当機構は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

【3】本項(2)の【1】の a、d により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

## 16.旅行代金の払い戻し

- (1) 当機構は、第 11 項の規定による旅行代金の減額又は第 13 項から第 15 項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 前号の規定は、第 18 項（当機構の責任）又は第 20 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当機構が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17.旅程管理

当機構は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置をこうじること。
- (2) 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、大害サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当

初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 18.添乗員

当該募集型企画旅行において、添乗員は同行いたしません。旅行サービス提供者が当機構の認める必要な業務を行います。

## 19.当機構の責任

(1)当機構は、契約の履行に当たって、当機構の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当機構に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当機構に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被ったときは、当機構は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

【1】天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

【2】運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

【3】運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

【4】官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

【5】自由行動中の事故

【6】食中毒

【7】盗難

【8】運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（ハイヤー・ホテル・レストラン等）の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供者の責任となります。

## 20.特別補償

(1)当機構は前項の規定に基づく当機構の責任が生じるか否かを問わず、当機構約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金

として通院日数により 3 日以上になったときは 1 万円～5 万円、携帯品に係る損害補償金（お客様 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、1 個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。）を支払います。

- (2)当機構は、前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン券、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引き出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SD カード、DVD、USB 等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第 18 条第 2 項に定める品目については補償しません。
- (3)損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第 21 条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
- (4)本項(1)の損害について当機構が前項（1）の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当機構が支払うべき本項（1）の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (5)当機構は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。

【1】お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。

【2】旅行日程に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第 1」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。

【3】その他「特別補償規程」第 3 条、第 4 条及び第 5 条に該当するとき。

- (6)契約書面、ホームページ、パンフレットにおいて、当機構の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

## 21.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当機構が損害を被ったときは、当機構はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当機構から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面、ホームページ、パンフレットに記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面、ホームページ、パンフレットと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当

機構又当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 22.保護措置

- (1)当機構は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。
- (2)前号において、これが当機構の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当機構が指定する期日までに当機構の指定する方法で支払わなければなりません。

## 23.旅程保証

- (1)当機構は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について当機構に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、この限りではありません。

【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当機構は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（いわゆるオーバーブッキング）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ.戦乱

ウ.暴動

エ.官公署の命令

オ.欠航、不通、休業等運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

【2】第 14 項及び第 15 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

【3】契約書面、ホームページ、パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当機構は変更補償金を支払いません。

- (2)当機構が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当機構は、変更補償金を支払いません。
- (3)当機構が、本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当機

構に第 19 項（1）の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当機構は、同項の規定に基づき当機構が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
【1】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
【2】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
【3】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は最終旅行日程表に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
【4】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
【5】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
【6】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
【7】ホームページ、パンフレット又は契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0	2.0
【8】上記【1】～【7】に掲げる変更のうちホームページ、パンフレット又は契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注 2：最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間又は最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された

旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3：【3】又は【4】に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4：【4】に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5：【4】又は【6】若しくは【7】に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6：【8】に掲げる変更については、【1】から【7】までの率を適用せず、【8】により扱います。

## 24.個人情報の取扱い

- (1)当機構は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当機構の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2)お客様が当機構にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
- (3)当機構は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当機構が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当機構に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

## 25.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2019年8月5日の基準に基づきます。